

中国の薬学教育と 薬剤師事情について

薬学部生命薬学講座(臨床解析学分野)教授
三浦雅一

1. 薬科大学と薬学部の現状

中国における薬科大学 (university) は、本校とも姉妹校となっている瀋陽薬科大学 (瀋陽市)、中国薬科大学 (南京市) の2校のみである。両校とも本邦の薬学系大学との国際交流は活発に行われている。

総合大学としては、中国には国家重点大学(日本で言えばCOEプログラムに選定された大学だろうか)という制度(香港・マカオ地区を除く)があり、現在100校前後ある。薬学系では中国薬科大学と北京中医药大学の2校が対象となっている。この国家重点大学で薬学院(日本で言えば薬学部)に該当が設置されている大学としては、浙江大学・復旦大学・南開大学・吉林大学・遼寧大学・中山大學・厦門大学・清華大学・上海交通大學などがある。さらに、重点医薬大学・学院として中国協和医科大学・北京医科大学・北京漢方医薬大学などの薬学部がある。

上記は薬科大学と国家重点大学の現状であり、それ以外の大学にも薬学院は設置されているところもあるようで、日本と同様に中国にも相当数の薬学部は存在しているようである。

2. 薬科大学の学科構成

本校と姉妹校である瀋陽薬科大学を取り上げたい。1931年に創設された瀋陽薬科大学は本年度80周年を迎える歴史ある薬科大学(単科大学ではないので ShenYang Pharmaceutical University)である。学部としては、薬学院、製薬工程学院(日本で言えば製薬学部)に該当、中薬学院(漢方薬・鍼灸・気孔・太極拳などの伝承医学を中心とした中医学のこと)、生命科学・生物製薬学院、工商管理学院(経営学部のような学部で薬学系科目も教育する)、基礎学院(いわゆる教養学部)、継続教育学院(生涯学習センターに当たるがこの学部が中国の薬剤師制度では、後述するように大変重要な役割を担っている)、高等職業技術学院の8学部と大学院研究科がある。上記のように日本の薬科大学または薬学部とは大きく異なり、薬学という学問を広義に捉えて薬学系科目を取り入れた幅広い学部を展開していることが特徴といえる。

教員数は約1,100名、学生数は本科生(薬学院、製薬工程学院、中薬学院、生命科学・生物製薬学院、工商管理学院および基礎学院)は約5,700名、大学院生(修士:約1,700名、博士:約400名)の学生がそれぞれ在籍している。また、高等職業技術学院生は約1,700名、継続教育学院生は約4,000名がそれぞれ在籍している。修業年数は本科で4年、大学院研究科においては修士3年、博士3年以上となってい

る。瀋陽薬科大学の特徴として、本科には日本語コースと英語コースの2コースが設けられており、このコース選択者は「本科4年+コース1年」の5年が就業年数となる。各コースでは1年間、日本語または英語での薬学系科目の講義が集中的に行われている。

また、本科卒業者の学士は、薬学院は理学士、製薬工程学院は工学士/但し一部学科は理学士、中薬学院は工学士/但し一部学科は理学士、生命科学・生物製薬学院は工学士/但し一部学科は理学士、工商管理学院は経済学士/但し一部学科は管理学士と日本のように薬学部薬学科卒業であっても「薬学士(BPharm (Bachelor of Pharmacy) 学士(薬学))」の称号はない。

3. 中国における薬剤師制度

中国の薬剤師は、「执业药师」(日本語に訳せば執業または従業薬剤師であろうか、本稿では従業薬剤師に統一)という名称となっている。1994年に薬剤師資格制度が設けられ認証(薬学部卒:薬科大学卒者でも前記したように学部が混在しているので本科・薬学部卒者が対象)、トレーニング(実地研修制度:詳細は後述)、試験(国家試験に該当)、登録(薬剤師としての登録)というプロセスを経て従業薬剤師となる。従業薬剤師は、日本の薬剤師と同様に医薬品使用の指導、安全で有効的な医薬品使用の保障衆の健康の促進において、重要な役割を果たしている。

① 従業薬剤師資格制度の歴史

1994年に、中国人事部(日本の人事院にあたる役所)と国家医薬管理局(当時)は「従業薬剤師資格制度暫定規定」を公布し、中国での薬品製造、販売・経営の分野において従業薬剤師資格制度の実施を開始した。1995年に、人事部と国家漢方薬管理局は「従業漢方薬剤師資格制度暫定規定」を公布し、中医学分野において従業漢方薬剤師資格制度の実施を開始した。同年には、第1回の「従業薬剤師資格」と「従業漢方薬剤師資格」の国家試験が行われた。さらに、1999年には、人事部と国家医薬品监督管理局(日本の厚生労働省医薬食品局や米国のFDAに相当)は「従業薬剤師資格制度暫定規定」を公布し、医薬品の製造、経営、使用の分野において従業薬剤師制度を実施し、これまでの従業薬剤師と従業漢方薬剤師を「従業薬剤師」に合併し一本化することで、現在に至っている。

② 従業薬剤師の役割

日本の薬剤師同様に、従業薬剤師は医者処方せんを審査し、署名した後、処方せんに基づいて正しく医薬品を調剤することがその業務となっている。また日本同様に、医薬品卸売と小売のチェーン企業(ドラッグストア)の品質管理の責任者も従業薬剤師でなければならない。

③ 従業薬剤師の人数

年間10,000人程度が国家試験に合格しているようで、1995年の第1回試験から2008年までの14回の国家試験で全国162,988人が従業薬剤師資格を取得し申請している。

この数字から判断すると2020年までの従業薬剤師数は30万人前後と思われる、急速な経済発展が進んでいる中国では大変少ない数字と思われる。本邦の経済誌によれば中国でのドラッグストアビジネスは2020年で総数38万件に達するといわれているが、本邦と同様な業務範囲での人材確保を考慮した場合、単純計算(1店舗1~2名の薬剤師を配置)しても単に76万人以上が必要、約30万人以上の従業薬剤師の確保が必要であり、早急な人材養成が必要であることが理解されよう。

④ 従業薬剤師の受験資格と認定制度

中国と日本の薬剤師制度で最も異なる点がこの受験資格と認定制度にある。

受験資格：本科4年または瀋陽薬科大学のようにコース教育を含めて5年の学士修了者には、3年間の実地研修期間が求められている。また、大学院修士または博士修了者は、1年の実地研修期間が求められている。すなわち、薬学部または大学院研究科を修了しても、従業薬剤師受験資格をすぐに得ることができない。本邦のように、「大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者、薬学の正規の課程は、2005年以前に入学した者4年制、2006年以降に入学した者は6年制である」といったような、4年または6年の薬学教育過程卒業者または卒業見込み者に受験資格が与えられるものではない。このため、多くの薬学部または薬科大学卒業者は、従業薬剤師を希望せず企業に就職する者が大半を占めている。また、学生間にも本科卒業後、企業等に就職した場合は従業薬剤師資格試験の勉強はほぼ困難なため、従業薬剤師を希望する学生も少ないらしい。合格し登録後は、日本と同様に各省（または区）の食品薬品监督管理局が発行する写真付の免許証が公布され、従業薬剤師はこの免許証を病院または薬局（またはドラッグストア）店舗内に掲示することと登録番号と名前の名札を付ける義務が課せられている（このような制度は日本と同じ）。

認定制度：従業薬剤師資格は、本邦のように薬剤師国家試験に合格し薬剤師登録を行ったら一生使える資格ではない。国家試験合格は継続されるようであるが、従業薬剤師としての登録有効期間は3年。そして、従業薬剤師としての継続教育（生涯学習）の参加時間が、毎年年間合計40時間を下回ってはならず、登録有効期間の3年の合計時間が120時間を下回ってはならないと国家医薬品监督管理局が法律で規定している。さらに、生涯学習で指定項目と指導項目の科目につき、毎年年間10単位を下回ってはいけないと規定している。このため、前記したように、瀋陽薬科大学の継続教育学院生が約4,000名在籍しているのも理解できる数字である。

また、日本同様に2003年には中国従業薬剤師協会（日本薬剤師会に相当）が設立され、その後、全国では湖北省、上海市、北江省、陝西省、重慶市、広東省、広西チワン族自治区、甘肅省、雲南省、山東省、江西省、内モンゴル自治区など13の省、区、市で従業薬剤師協会を設立されている。

最後に、中国の経済発展は万人が知っているように目覚ましいものがある。医療を中心とした医薬品ビジネス（製造・販売・小売など）はもちろんであるが、医薬の基礎となる原体（原料）ビジネスも既に本邦企業を追い越す勢いである。さらに、法律の強化により、従業薬剤師に独占的な医薬品品質の保証、薬学サービスを提供する業務と職務履行の権利が与えられており（例えば、医薬品品質に対する管理、医師の処方せんに対する審査、処方せんの調和に対する監督、医薬品使用に対するコンサルティング、医薬品に対する評価、不良反应に対するモニタリングなど）、無許可で従業薬剤師に履行されるべき薬学サービス業務に従事することを厳しく禁じ、同時に従業薬剤師の職業人としての質の向上を高めるため、厳しく監督管理されている。

本研究の事業でもある、本学、慶熙大学、瀋陽薬科大学との3大学合同プログラムシンポジウムが8月15日に瀋陽薬科大学で開催され、本稿のような知見を得る機会があったが、中国の薬剤師に対するイノベーション戦略と巨大マーケットの勢いを強く実感した次第である。